

平成28年度

薬局休日当番事業補助金

評価表 NO.

19

所管部課名	市民健康課	担当者	中園					
事務事業名	救急医療体制支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱及び薬局休日当番事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成28年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	200 千円	千円	200 千円					
			その他の内容					
			千円					
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	開局延べ日数	210 日	平成33年度					
成果指標②	処方せん枚数	8,700 枚	平成33年度					
補助対象者	川内薬剤師会							
補助対象経費	薬局休日当番の開局に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	川内薬剤師会会員が連携・協力して、川内市医師会及び薩摩川内市歯科医師会の休日当番制に合わせ開局する薬局休日当番体制							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	薬局休日当番の開局に要する経費のうち、開局運営費相当補助基準額4,000円/日の3分の1に相当する額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額							
上記項目の積算方法	【積算】4,000円×219日×1/3=292,000円 → 200,000円【予算措置額】							
補助を受ける3年間の事業(団体)等の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	632,000	76.0%	632,000	76.0%	676,000	77.2%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	632,000	76.0%	632,000	76.0%	676,000	77.2%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	200,000	24.0%	200,000	24.0%	200,000	22.8%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	832,000	100.0%	832,000	100.0%	876,000	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費	832,000	100.0%	832,000	100.0%	876,000	100.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	832,000	100.0%	832,000	100.0%	876,000	100.0%	
支出計/前年度支出計				100.0%		105.3%		
自己資金/前年度自己資金				100.0%		107.0%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	208日		208日		219日			
成果指標の推移②	8,955枚		8,804枚		8,776枚			
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」 【費用対効果】救急医療体制の確保 【補助事業以外の事業】学校薬剤師、残薬整理に係る支援事業							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業により、本市の薬局休日当番体制が堅持され、市民の福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当。 川内薬剤師会会員が連携・協力して、薬局休日当番事業に従事する体制への支援継続が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本体制により年間約8,700件、1日平均約40件の処方せんに対応しており、有効性が認められる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	薬剤師会が連携・協力して実施する事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	交付要領第4条のとおり、開局運営費相当補助基準額4,000円/日の3分の1に相当する額又は予算措置額のいずれか少ない額としており、妥当な金額である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	薬剤師会の連携・協力のもと、お互いの診療日を調整しながら本体制を維持している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	各公立小中学校及び幼稚園の学校薬剤師として、水質等の学校環境衛生に係る検査を行うなど公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	川内市医師会及び薩摩川内市歯科医師会の休日当番制に合わせて行う事業であり、当該事業への財政的支援が最も妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	川内薬剤師会会員が本体制の開局に要する経費に対する補助であることを交付要領第4条に明確に規定しており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	<input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 休日における医薬品の安定供給も救急医療体制の確保と同時に推進していくことが重要である。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

薬局休日当番事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる薬局休日当番事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薬局休日当番事業補助金に係る補助事業等は、薬局休日当番事業の円滑な運営及び薬局休日当番体制の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 薬局休日当番事業補助金の額は、次条に定める補助対象経費の3分の1に相当する額又は予算措置額のうち、いずれか少ない額とする。

2 前項に規定する補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 薬局休日当番事業補助金は、薬局休日当番の開局に要する経費のうち、開局運営費相当補助基準額4,000円/日について交付する。

(交付の申請)

第5条 薬局休日当番事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 薬局休日当番事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 休日当番計画表（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 薬局休日当番事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の補助事業等の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、薬局休日当番事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 薬局休日当番事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 休日当番実施表（様式第1号）

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 薬局休日当番事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 開局延べ日数

(2) 処方せん枚数

(補助事業者等の責務)

第9条 薬局休日当番事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の救急医療施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。